

別添 92 2階建バスの構造要件

項 目	構 造 要 件
1. 最大安定傾斜角度	空車状態の自動車に乗務員が定位置に乗車し、かつ、2階の乗車定員の人員が2階客室のすべての座席に乗車した状態において、自動車を左側及び右側にそれぞれ28度まで傾けた場合に転覆しないものでなければならない。
2. 階段 (1階客室と2階客室の間に設けられた昇降用通路をいう。)	<p>階段は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 階段の踏段の有効幅は、600mm以上であること。</p> <p>(2) 階段の踏段上における有効高さは、1600mm以上であること。</p> <p>(3) 階段の1段の高さは、300mm以下、有効奥行は、300mm以上であり、踏込は、密閉式であること。</p> <p>ただし、ら線状等の階段にあつては、階段の有効幅のうち350mm以上の部分について、その有効奥行が300mm以上あればよい。</p> <p>(4) 階段の踏段は、すべり止めを施したものであること。</p> <p>(5) 階段には、照明灯を備えることとし、その照明灯は、階段の踏段を均等に照明し、その光源は、階段床面積1㎡当たり5W（蛍光灯の場合にあつては、2W）以上であること。</p>
3. 安全確認装置等	<p>1. 乗務員席付近には、乗務員が乗務員席において、2階客室に通報できる装置を少なくとも1つ備えなければならない。</p> <p>2. 乗務員席付近には、乗務員が乗務員席において、2階客室の状況を確認できる装置（テレビ等）を少なくとも1つ備えなければならない。</p> <p>3. 2階客室には、旅客が乗務員席の乗務員に容易に通報できる装置を当該客室の前部及び後部の適当な位置にそれぞれ備え、かつ、当該装置の付近には、当該装置の使用方法等を表示しなければならない。</p>
4. 座席等	1. 2階客室には、立席及び補助座席を設けてはならない。

	<p>2. 2階客室の最前部に設けられた座席及び通路の前方には、衝突等により衝撃を受けた場合において乗客が車外に転落することを抑止することのできるように適当な保護棒等を備えなければならない。</p>
<p>5. 非常口</p>	<p>1. 道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第26条の規定に適合する非常口を1階客室に備えるほか、次の各号に適合する非常口を2階客室に設けなければならない。</p> <p>(1) 2階客室の非常口は、1階客室の乗降口又は非常口の上部付近に設けられてないこと。</p> <p>(2) 2階客室の非常口は、有効幅400mm以上、有効高さ1200mm以上であること。</p> <p>(3) 2階客室の非常口には、はしご等容易に脱出できるための設備が備えられていること。</p> <p>(4) 2階客室の非常口は、本則第36条第6号から第8号まで並びに保安基準第26条第2項及び第3項の規定に適合するものであること。</p> <p>2. 2階客室における非常口と階段出入口の距離（それぞれの開口部の中心を含み車両中心線に直角な二鉛直面の距離をいう。）は、2階客室の長さの3分の1以上の長さでなければならない。</p> <p>ただし、6.に規定する非常脱出口又は2か所以上の階段が設けられている場合は、この限りでない。</p>
<p>6. 非常脱出口 （非常時に2階客室から1階客室に脱出するための開口部をいう。）</p>	<p>非常口脱出口は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 非常脱出口は、階段及び非常口の位置を十分に考慮し、適切な場所に設けられていること。</p> <p>(2) 非常脱出口の開口部の有効寸法は、各辺がそれぞれ400mm及び600mm以上であること。</p> <p>(3) 非常脱出口には、はしご等容易に脱出できるための設備が備えられていること。</p> <p>(4) 非常脱出口は、通常時には旅客が安全に通行できるように踏板上で確実に覆われており、非常時には1階又は2階か</p>

	<p>ら容易に開放できるものであること。また、当該脱出口の操作方法等が見易いように表示されていること。</p>
7. 窓ガラス	<p>2階客室に設けられた側面の窓ガラスは、座席の上面から高さ 800mm 以下の部分が開口できない構造でなければならない。</p> <p>ただし、当該窓ガラスの開口部の有効寸法が 100mm 以下である場合は、この限りではない。</p>
8. 消火器	<p>保安基準第 47 条の規定に適合する消火器を 1 階車室に備えるほか、次の各号に適合する消火器を 2 階客室に備えなければならない。</p> <p>(1) 消火器は、本則第 71 条第 2 項第 2 号イからホまでに掲げるものであり、かつ、同項第 3 号イからハまでの基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 消火器は、使用に便利な場所に備えられていること。</p> <p>(3) 消火器の備え付け場所付近には、当該消火器の使用方法等が見易いように表示されていること。</p>
9. 火災報知装置	<p>手荷物室等が客室以外の原動機付近の場所に設けられている場合には、手荷物室等に火災報知装置を備えるとともに、その表示装置等を運転者席に備えなければならない。</p>

〔注〕 最大安定傾斜角度は、次の方法により確認しても差し支えない。

- 1) 空車状態の最大安定傾斜角度を実測し、これにより空車状態の重心高を算出する。
- 2) 乗務員が定位置に乗車し、かつ、2階客室のすべての座席に旅客が乗車した状態（以下「2階客室等乗車状態」という。）の乗車人員の重心高を算出する。
- 3) 1) で算出した空車状態の重心高と 2) で算出した 2階客室等乗車状態の乗車人員の重心高から、2階客室等乗車状態の自動車の重心高を算出し、この重心高から 2階客室等乗車状態の自動車の最大安定傾斜角度を算出する。